

商品名	○リフォームプラン（無担保）【空き家解体費用を取り扱う場合の特例】
保証会社名	○一般社団法人しんきん保証基金
ご利用いただける方	<p>○次の要件全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方 ②申込時の年齢が満 20 歳以上の方 ③安定継続した収入がある方 ④次のいずれにも該当しない方 <ul style="list-style-type: none"> ・仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があつた方 ・租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・延滞債務のある方 ・手形交換所の取引停止処分があつた方 ・信用を失墜した方 ・制限行為能力者である方 ・反社会的勢力 ⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められること ⑥日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者 ⑦一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
お使いみち	<p>①空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用等を含む）</p> <p>※①は、申込日時点で、支払日から 3 カ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可</p> <p>②申込人が①を使途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換え資金（借換えに伴う線上完済にかかる手数料を含む）</p> <p>【対象となる空き家の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人またはその親族が所有する建物であること ・事業専用で使用していた建物でないこと
ご融資金額	○500 万円以内
ご融資期間	○3 カ月以上 15 年以内
ご融資利率	<p>○変動金利型：当金庫の短期プライムレート（短期貸出最優遇金利）を基準とする変動利率 年 2.30%～年 2.80%</p> <p>※パートナー協定優遇金利 年 0.3% 適用可</p> <p>パートナー協定部店長優遇金利 年 0.2% 以内の適用可</p>
貸付形式	○証書貸付
ご返済方法	○毎月元利均等または元金均等割賦返済（元金返済据置期間は 6 ヶ月以内） (6 ヶ月ごとのボーナス増額返済も可とするが、融資金額の 50% 以内)
連帯保証人 担保	○不要
団体信用 生命保険	任意 ※ご加入の場合：融資利率十年 0.3%

【商品概要説明書】

平成 30 年 4 月 2 日現在

商品名		○リフォームプラン（無担保）【空き家解体費用を取り扱う場合の特例】										
保証料率	○年 0. 6 8 %（毎月払方式）※ご融資利率に含まれます。											
遅延損害金	○年 1 4. 6 0 %											
支払方法	<p>○工事契約先等に振込 ※保証金額の 2 0 %または 5 0 万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込 しなくても可 ※支払済資金は除く</p>											
必要書類	<p>○本人確認資料（写） ①運転免許証表裏＜運転免許証を持していない場合は、パスポート、健康保険証、顔写 真付住民基本台帳カード表裏、運転経歴証明書表裏＞ ○年収確認書類（公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類） ※ 1 0 0 万円以内の場合は徵求不要 ○対象となる建物の全部事項証明書（申込日時点で発効日から 3 カ月以内のもの） ※お使いみち②の場合は徵求不要 ※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可 ※申込人と空き家所有者との続柄の確認は、当金庫による聴取メモで可 ○支払済資金の場合は、領収書、通帳等</p>											
その他	<p>○ご利用にあたりましては、当金庫所定の審査がございます。審査の結果によっては、ご 希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○詳細については、当金庫の窓口・得意先担当者へお問合せください。</p>											
保証対象と ならないもの	<p>○支払先が、申込人または配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ○支払先が、申込人の配偶者、親（配偶者の親を含む）、子</p>											
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話 (0855-22-1851) へお申し出ください。 * お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ 円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をは じめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご 相談ください。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)</td> </tr> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td>03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td>受 付 日 時 間</td> <td>月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>受 付 媒 体</td> <td>電話、手紙、面談</td> </tr> </table>		全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)	住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電 話 番 号	03-3517-5825	受 付 日 時 間	月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00	受 付 媒 体	電話、手紙、面談	
	全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)											
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7											
電 話 番 号	03-3517-5825											
受 付 日 時 間	月～金（祝日、12 月 31 日～1 月 3 日を除く） 9:00～17:00											
受 付 媒 体	電話、手紙、面談											

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）

商品名

〇リフォームプラン（無担保）【空き家解体費用を取り扱う場合の特例】

が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

東京三弁護士会			
名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、 13:00～17:00

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/>) をご覧ください。

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客様は、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

日本海信用金庫